

田原市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																				
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>[3] 略</p> <p>[4] 略</p> <p>[5] 略</p> <p>[6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性)</p> <p>表. 【市街地整備改善のための資料】の、事業の実施期間 <u>※表は別添</u></p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th style="width: 20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度 </td> <td>株式会社あつまるタウン田原田原市等</td> <td> 来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。 </td> <td> ・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度	株式会社あつまるタウン田原田原市等	来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度		<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>[3] 略</p> <p>[4] 略</p> <p>[5] 略</p> <p>[6] 中心市街地活性化の方針 (基本的方向性)</p> <p>表. 【市街地整備改善のための資料】の、事業の実施期間 <u>※表は別添</u></p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 具体的事業の内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名、内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th style="width: 20%;">支援措置の内容及び実施時期</th> <th style="width: 10%;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度 </td> <td>株式会社あつまるタウン田原田原市等</td> <td> 来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。 </td> <td> ・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度	株式会社あつまるタウン田原田原市等	来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度	
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																	
・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度	株式会社あつまるタウン田原田原市等	来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度																		
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																	
・事業名 [24]三河田原駅前工場跡地活用事業 ・内容 地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備 ・実施時期 平成 28 年度	株式会社あつまるタウン田原田原市等	来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。 この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。	・支援措置の内容 地域未来投資促進事業(まちなか集客力向上支援事業) ・実施時期 平成 28 年度～平成 29 年度																		

～平成30年度		また、交流や活動、起業の創出につながる施設ともなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。		
・事業名 [25] 空き店舗活用モデル リノベーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [26] 起業チャレンジ促進 事業 (略)	(略)	(略)。	(略)	(略)
・事業名 [27] 産業人材育成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [28] 幸せの四つ葉プロジ ェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [29] まちなか賑わいイベ ント開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>・事業名</u> <u>[24] 三河田原駅前工場跡地活用事業（再掲）</u> <u>・内容</u> <u>地域資源を活用した飲食店等の複合施設、子育て施設を整備</u> <u>・実施時期</u> <u>平成 28 年度</u> <u>～平成 30 年度</u>	<u>株式会社あつまるタウン田原田原市等</u>	<u>来訪者、市民、地域住民が利用し相互交流できる新たな拠点施設を三河田原駅前に設置し、中心市街地の集客力の向上を図り、活性化の起爆剤とする。</u> <u>この事業により、新たな集客拠点が形成されるため、「多くの市民や来訪者で賑わうまちづくり」に寄与する事業である。また、交流や活動、起業の創出につながる施設ともなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。</u>	<u>・支援措置の内容</u> <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(田原中部市街地地区))</u> <u>・実施時期</u> <u>平成 30 年度</u>	

(3) ～ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略

～平成29年度		また、交流や活動、起業の創出につながる施設ともなるため、「誰もが活動したくなるまちづくり」にも寄与する事業である。		
・事業名 [25] 空き店舗活用モデル リノベーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [26] 起業チャレンジ促進 事業 (略)	(略)	(略)。	(略)	(略)
・事業名 [27] 産業人材育成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [28] 幸せの四つ葉プロジ ェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・事業名 [29] まちなか賑わいイベ ント開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

新規追加

(3) ～ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1] 略

[2] 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

① 略

② 開催状況

年度	回	開催日	検討内容
平成 26 年度	第 1 回	平成 26 年 8 月 6 日	設立総会
	第 2 回	平成 26 年 12 月 19 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策
	第 3 回	平成 27 年 2 月 25 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策 中心市街地活性化の基本方針と主な事業
平成 27 年度	第 1 回	平成 27 年 5 月 13 日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用方策 基本計画の骨子・たたき台について
	第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日	基本計画案について 法第 9 条第 6 項に基づく意見書の提出
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 5 月 13 日	田原市中心市街地活性化基本計画について
	第 2 回	<u>平成 28 年 10 月 14 日</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更について</u>
	第 3 回	<u>平成 29 年 1 月 24 日</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更について</u>
<u>平成 29 年度</u>	第 1 回	<u>平成 29 年 5 月 22 日</u>	<u>田原市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について</u>
	第 2 回	<u>平成 29 年 9 月 12 日</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更について</u>

③ 略

④ 基本計画に対して協議会から提出された意見書

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の案を平成 27 年度第 2 回協議会に提示し、意見の聴取を行った。計画の内容に関しては承認されたが、計画の推進方法に対し、下の付帯事項が提出された。

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

[2] 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

① 略

② 開催状況

年度	回	開催日	検討内容
平成 26 年度	第 1 回	平成 26 年 8 月 6 日	設立総会
	第 2 回	平成 26 年 12 月 19 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策
	第 3 回	平成 27 年 2 月 25 日	三河田原駅周辺の低・未利用地の活用方策 中心市街地活性化の基本方針と主な事業
平成 27 年度	第 1 回	平成 27 年 5 月 13 日	三河田原駅周辺の低・未利用地活用方策 基本計画の骨子・たたき台について
	第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日	基本計画案について 法第 9 条第 6 項に基づく意見書の提出
平成 28 年度	第 1 回	平成 28 年 5 月 13 日	田原市中心市街地活性化基本計画について
	新規追加		
	新規追加		
新規追加			

③ 略

④ 基本計画に対して協議会から提出された意見書

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の案を平成 27 年度第 2 回協議会に提示し、意見の聴取を行った。計画の内容に関しては承認されたが、計画の推進方法に対し、下の付帯事項が提出された。

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

平成 27 年 10 月 28 日

田原市長
山下 政良 様

田原市中心市街地活性化協議会
会長 河合 利則

田原市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

1・意見

田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）については協議の結果、当協議会として、下記の付帯事項を申し添えの上、概ね妥当であると判断いたします。

2・付帯事項

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以上

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 28 年 10 月 12 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 1 月 23 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 9 月 7 日付けで協議会に

平成 27 年 10 月 28 日

田原市長
山下 政良 様

田原市中心市街地活性化協議会
会長 河合 利則

田原市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

1・意見

田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）については協議の結果、当協議会として、下記の付帯事項を申し添えの上、概ね妥当であると判断いたします。

2・付帯事項

- (1) より多くの市民に対して、中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について周知徹底し、理解を得るための継続的な説明責任を果たしていただきたい。
- (2) 明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
- (3) 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し、適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以上

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 28 年 10 月 12 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

法第 9 条第 6 項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成 29 年 1 月 23 日付けで協議会に対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]
田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。

新規追加

対して行い、計画変更に関して下記のとおり意見が提出された。

[意見]

田原市中心市街地活性化基本計画の変更については、妥当であると判断いたします。